

改正案	現行
<p>（検査役による電磁的記録に記録された事項の提供） 第十四条の八 次に掲げる規定（以下この条において「検査役提供規定」という。）に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的方法（法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。第五十二条の十五、第五十二条の十七、第五十二条の十八、第五十二条の二十一及び第五十二条の二十四を除き、以下同じ。）のうち、検査役提供規定により当該検査役提供規定の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（その他減ずるべき額） 第十九条の四 法第十七条の六第四項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十一条第二項第六号（配当等の制限）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号から第十号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 保険業を営む株式会社が組織変更後株式会社（法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。）又は吸収合併存続株式会社（法第六十四条第一項第一号に規定する吸収合併存続株式会社をいう。第八章第二節（第一百一条の二十二、第一百一条の二十四、第一百三十一条及び第一百三十一条の二第一号を除く。）において同じ。）若しくは新設合併設立株式会社（法第六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。第八章第二節において同じ。）であるときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額</p> <p>イ 貸借対照表上の純資産額に次の から までに掲げる額の合</p>	<p>（検査役による電磁的記録に記録された事項の提供） 第十四条の八 次に掲げる規定（以下この条において「検査役提供規定」という。）に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的方法（法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）のうち、検査役提供規定により当該検査役提供規定の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（その他減ずるべき額） 第十九条の四 法第十七条の六第四項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十一条第二項第六号（配当等の制限）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号及び第九号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>（新設）</p>

計額を加算して得た額から次の 及び に掲げる額の合計額を減じて得た額

― 会社法第四百六十一条第二項第三号に掲げる額

― 会社法第四百六十一条第二項第四号に掲げる額

― 会社法第四百六十一条第二項第五号に掲げる額

― 会社法第四百六十一条第二項第六号に規定する法務省令で

定める各勘定科目に計上した合計額

― 会社法第四百六十一条第二項第一号に掲げる額

― 会社法第四百六十一条第二項第二号に掲げる額

ロ 法第九十一条第一項の組織変更剰余金額並びに法第百六十四条第四項及び第百六十五条第六項において読み替えて準用する

法第九十一条第一項の合併剰余金額に相当する額の合計額

(社債管理者の資格)

第三十一条の九 法第六十一条の七第八項において読み替えて準用する会社法第七百三条第三号(社債管理者の資格)に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 担保付社債信託法第三条の免許を受けた者

二 了九 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第三十七条 法第七十条第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一 了三 (略)

(株式会社から相互会社への組織変更の認可の申請)

第四十一条 保険業を営む株式会社は、法第八十条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

(社債管理者の資格)

第三十一条の九 法第六十一条の七第八項において読み替えて準用する会社法第七百三条第三号(社債管理者の資格)に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 担保付社債信託法第五条第一項の免許を受けた者

二 了九 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第三十七条 法第七十条第七項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一 了三 (略)

(株式会社から相互会社への組織変更の認可の申請)

第四十一条 保険業を営む株式会社は、法第八十条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇八（略）

九 法第七十条第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の第三十七条に規定する金額が法第七十条第六項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

一〇九（略）

（相互会社から株式会社への組織変更に係る組織変更計画）

第四十二条 法第八十六条第四項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、組織変更後株式会社第四十五条の二に規定する準備金に関する事項とする。

（保険契約に係る債権の額）

第四十三条 法第八十八条第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一〇三（略）

（相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請）

第四十六条 相互会社は、法第九十六条の十第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇八（略）

九 法第八十八条第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の第四十三条に規定する金額が同項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

一〇三（略）

一〇八（略）

九 法第七十条第七項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の第三十七条に規定する金額が法第七十条第七項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

一〇九（略）

（相互会社から株式会社への組織変更に係る組織変更計画）

第四十二条 法第八十六条第四項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、組織変更後株式会社（法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。）の第四十五条の二に規定する準備金に関する事項とする。

（保険契約に係る債権の額）

第四十三条 法第八十八条第七項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一〇三（略）

（相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請）

第四十六条 相互会社は、法第九十六条の十第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇八（略）

九 法第八十八条第七項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の第四十三条に規定する金額が同項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

一〇三（略）

(営業保証金の追加供託の起算日)

第五十二条の九 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

一～三 (略)

四 令第十三条の四の権利の実行の手続を行うため金融庁長官が供託されている有価証券(社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。)の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 保険金信託業務を行う生命保険会社等が保険会社等営業保証金規則第十二条第四項の供託通知書の送付を受けた日

(保険金信託業務の委託の適用除外)

第五十二条の十二 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 信託行為に保険金信託業務を行う生命保険会社等が委託者又は受益者(これらの者から指図の権限の委託を受けた者を含む。)のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務を行う旨の定めがある場合における当該業務

二 信託行為に信託業務の委託先が保険金信託業務を行う生命保険会社等(保険金信託業務を行う生命保険会社等から指図の権限の委託を受けた者を含む。)のみの指図により委託された信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務を行う旨の定めがある場合における当該業務

三 保険金信託業務を行う生命保険会社等が行う業務の遂行にあって補助的な機能を有する行為

(営業保証金の追加供託の起算日)

第五十二条の九 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

一～三 (略)

四 令第十三条の四の権利の実行の手続を行うため金融庁長官が供託されている有価証券(社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。)の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 保険金信託業務を行う生命保険会社等が保険会社等営業保証金規則第十二条第二項の供託通知書の送付を受けた日

(保険金信託業務を行う生命保険会社等の業務委託契約の内容)

第五十二条の十二 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第一項第三号に規定する内閣府令で定める条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 委託先は、委託を受けた財産を自己の固有財産その他の財産と分別して管理すること。

二 委託先は、保険金信託業務を行う生命保険会社等の同意なく業務の再委託を行わないこと。

三 委託先は、保険金信託業務を行う生命保険会社等の求めに応じ、委託を受けた財産の管理及び処分の状況並びに前号の保険金信託業務を行う生命保険会社等の同意を得て行った業務の再委託の状況(再委託の契約の内容及びその履行に関する状況を含む。)について説明しなければならないこと。

四 委託先は、委託を受けた財産の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所に備え置き、保険金信託業務を行う生命保険会社等の求めに応じ、これを閲覧させること。

五 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、信託契約の委託者又は受益者の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、

委託先との委託に係る契約を解除することができること。

(信託の引受けに係る行為準則)

第五十二条の十三 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 (略)
- 二 自己又はその利害関係人(法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。以下この号並びに第五十二条の二十四第二項第四号及び第四項において同じ。)の行う信用の供与の条件として信託契約を締結する行為その他の自己又は利害関係人の取引上の優越的な地位を不当に利用して信託契約を締結する行為
- 三 (略)

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第五十二条の十四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 委託者が適格機関投資家等(証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家並びに信託会社、外国信託会社(信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社をいう。第五十二条の二十三第四項において同じ。)、信託契約代理店(同法第二条第九項に規定する信託契約代理店をいう。以下この条及び第五十二条の二十三第三項において同じ。)、同法第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者及び同法第五十条の二第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。)である場合(当該適格機関投資家等から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。)
- 二・三 (略)

四 法第九十九条第八項において準用する金融機関の信託業務の兼

(信託の引受けに係る行為準則)

第五十二条の十三 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 (略)
- 二 自己又はその利害関係人(法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。以下この号及び第五十二条の二十五第三項において同じ。)の行う信用の供与の条件として信託契約を締結する行為その他の自己又は利害関係人の取引上の優越的な地位を不当に利用して信託契約を締結する行為
- 三 (略)

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第五十二条の十四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 委託者が適格機関投資家等(証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家並びに信託会社、外国信託会社、信託契約代理店及び信託受益権販売業者をいう。以下同じ。)である場合(当該適格機関投資家等から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。)
- 二・三 (略)

二・三 (略)

(新設)

管等に関する法律第六条の規定により元本の補てん又は利益の補足の契約をした金銭信託に係る信託契約（以下「元本補てん付等信託契約」という。）による信託の引受けを行う場合（委託者から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

（信託契約締結時の書面交付を要しない場合）

第五十二条の十五 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二（略）

三 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、委託者からの要請があつた場合に速やかに法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面を交付できる体制が整備されている場合

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第五十二条の十六 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一（略）

二 信託財産の権利の移転に関する事項（信託財産に属する財産の對抗要件の具備に関する事項を含む。）

三（略）

2 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第六号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 信託財産の管理又は処分（信託の目的の達成のために必要な行為を含む。第五十二条の二十一及び第五十二条の二十三第一項第三号において同じ。）により取得する財産の種類

二 信託財産である金銭を固有財産又は他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨及び当該信託財産と固有財産又は他

（信託契約締結時の書面交付を要しない場合）

第五十二条の十五 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二（略）

（新設）

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第五十二条の十六 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一（略）

二 信託財産の権利の移転に関する事項（信託に係る對抗要件の具備に関する事項を含む。）

三（略）

2 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第六号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 信託財産の管理又は処分により取得する財産の種類

二 信託財産である金銭を他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨

の信託財産との間の損益の分配に係る基準

3 (略)

4 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第九号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 (略)

二 信託法(平成十八年法律第百八号)第百二十三条第一項、第百三十一条第一項又は第百三十八条第一項の規定により信託管理人、信託監督人又は受益者代理人を指定する場合は、当該信託管理人、信託監督人又は受益者代理人に関する事項

三 (略)

四 受益権の取得につき受益者が信託の利益を享受する意思を表示することを要件とする場合は、その旨

5・6 (略)

7 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第九十九条第八項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定による元本補てん又は利益の補足の契約をする場合には、その割合その他これに関する事項

三・四 (略)

五 次に掲げる事項について特別の定めをする場合は、当該定めに関する事項

イ 受託者が複数である場合における保険金信託業務の処理

ロ〜ニ (略)

六 受託者の公告方法(公告期間を含む。以下同じ。)

8 保険金信託業務を行う生命保険会社等が信託法第十二条第十二項に規定する限定責任信託の引受けを行った場合にあつては、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項とする。

3 (略)

4 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第九号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 (略)

二 信託法(大正十一年法律第六十二号)第八条第一項ただし書の規定による信託管理人を指定する場合は、当該信託管理人に関する事項

三 (略)

四 受益権の発生につき受益者が信託の利益を享受する意思を表示することを要件とする場合は、その旨

5・6 (略)

7 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

(新設)

二・三 (略)

四 次に掲げる事項について特別の定めをする場合は、当該定めに関する事項

イ 受託者が複数である場合における信託業務の処理

ロ〜ニ (略)

(新設)

(新設)

- 一 限定責任信託の名称
- 二 限定責任信託の事務処理地（信託法第二百十六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。）
- 三 給付可能額（信託法第二百二十五条に規定する給付可能額をいう。）及び受益者に対する信託財産に係る給付は当該給付可能額を超えてすることはできない旨

（情報通信の技術を利用する方法）

第五十二条の十七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項（同法第二十七条第二項及び同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法（次条、第五十二条の二十一及び第五十二条の二十四において「電磁的方法」という。）とする。

一・二（略）

2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一・三（略）

四 前項第一号八又は二に規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、委託者の承諾（令第十三条の六第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合は、委託者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ（略）

五 前項第一号二に規定する方法にあつては、前号に定める期間を

（情報通信の技術を利用する方法）

第五十二条の十七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項（同法第二十七条第二項及び同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一・二（略）

2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一・三（略）

四 前項第一号八又は二に規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、委託者の承諾（信託業法施行令第十三条第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合は、委託者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ（略）

五 前項第一号二に規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を

経過するまでの間において、第三号の規定により委託者が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた委託者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

3
(略)

(削る)

(計算期間の特例)

第五十二条の十九 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～四 (略)

五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者(信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。次条第一項第五号、第七号及び第八号、第五十二条の二十一第一号の二及び第五号から第七号まで、第五十二条の二十四第一項第三号、第三

経過するまでの間において、第三号の規定により委託者が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた委託者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

3
(略)

(関係親法人等又は他の法人等に準ずる者)

第五十二条の十九 令第十三条の七第二号イ に規定する内閣府令で定める者は、同号イ に規定する関係親法人等の総株主又は総出資者の議決権(信託業法第五条第五項に規定する議決権をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権を一の法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。)又は当該法人等及びその関係子法人等(同号イ に規定する関係子法人等という。以下この条において同じ。)が保有している場合における当該法人等とする。

2 令第十三条の七第二号イ に規定する内閣府令で定める者は、関係子法人等又は関係子法人等及びその関係子法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等とする。

(計算期間の特例)

第五十二条の二十 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～四 (略)

(新設)

項第三号並びに第五項第一号の二、第四号及び第五号並びに第五十二條の二十六において同じ。)からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合)

(信託財産状況報告書の記載事項等)

第五十二條の二十 法第九十九條第八項において準用する信託業法第二十七條第一項本文に規定する信託財産状況報告書(以下この条において「報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 計算期間の末日(以下この条において「当期末」という。)(現在における資産、負債及び元本の状況並びに当該計算期間中の収支の状況)

二 株式につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに銘柄(信託財産の二分の一を超える額を証券取引法第二條第一項に規定する有価証券(同條第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。)(に投資することを目的とする信託であつて、当期末現在において信託財産の総額の百分の一を超える額を保有している場合における当該銘柄に限る。次号において同じ。)(ごとに次に掲げる事項)

イ 信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における株式数

ロ 当期末現在における株式数

ハ 当該株式の売却を予定する信託の場合には、当期末現在における株式の時価総額

三 公社債(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二條第一項第九号に掲げる公社債をいう。)(につき、種類ごとに計算期間中における売買総額及び銘柄ごとに当期末現在における額面金額の総額(当該公社債の売却を予定する信託の場合には、時価総額を含む。))

四 有価証券先物取引(証券取引法第二條第二十項に規定する有価証券先物取引をいう。以下この号及び第五十二條の二十四第三項

(信託財産状況報告書の記載事項等)

第五十二條の二十一 法第九十九條第八項において準用する信託業法第二十七條第一項本文に規定する信託財産状況報告書(以下この条において「報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 計算期間の末日(以下この条において「当期末」という。)(現在における資産、負債及び元本の状況並びに当該計算期間中の損益の状況)

(新設)

(新設)

(新設)

- 第二号ロにおいて同じ。）、外国有価証券市場（同法第二条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。第五十二条の二十四第三項第二号ロにおいて同じ。）において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引（同法第二条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引をいう。第五十二条の二十四第三項第二号ロにおいて同じ。）、有価証券オプション取引（同法第二条第二十二項に規定する有価証券オプション取引をいう。第五十二条の二十四第三項第二号ロにおいて同じ。）、外国市場証券先物取引（同法第二条第二十三項に規定する外国市場証券先物取引をいう。第五十二条の二十四第三項第二号ロにおいて同じ。）、有価証券先渡取引（同法第二条第二十四項に規定する有価証券先渡取引をいう。）、有価証券店頭指数等先渡取引（同法第二十五項に規定する有価証券店頭指数等先渡取引をいう。）、有価証券店頭オプション取引（同法第二十六項に規定する有価証券店頭オプション取引をいう。）、又は有価証券店頭指数等スワップ取引（同法第二十七項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引をいう。）、が行われた場合につき、それぞれ取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額又は取引金額
- 五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（ロ及びハに掲げる事項にあつては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）
- イ 不動産の所在、地番その他の不動産を特定するために必要な事項
- ロ 不動産の売却を予定する信託の場合につき、物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）、その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。）、
- ハ 不動産に関して賃貸借契約が締結された場合につき、物件ご

（新設）

とに、当期末現在における稼働率及び当該物件に関して賃貸借契約を締結した相手方の総数並びに計算期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により記載できない場合は、その旨）

二 当該不動産の売却が行われた場合につき、計算期間中における売買金額の総額

六 (略)

七 知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）

第二条第二項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）につき、次に掲げる事項（八に掲げる事項にあつては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

イ 知的財産権の種類その他の知的財産権を特定するために必要な事項

ロ 知的財産権に関して、設定行為により、実施権及び使用権その他の権利（以下この号において「実施権等」という。）が設定された場合につき、知的財産権ごとに、実施権等の範囲その他の実施権等の設定行為の内容に関する事項

ハ 知的財産権の売却を予定する信託の場合につき、知的財産権ごとに、当期末現在における評価額

二 知的財産権ごとに、計算期間中における取引の状況

八 第二号から前号までの財産以外の財産（次号に掲げる信託に係る受益権を除く。以下この号において「対象財産」という。）につき、対象財産の種類ごとに、次に掲げる事項（ただし、八に掲げる事項にあつては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

イ 当期末現在における対象財産の種類、権利者の氏名又は名称その他の対象財産を特定するために必要な事項

ロ 対象財産に関して権利が設定された場合につき、対象財産ごとに、当該権利の権利者の氏名又は名称その他の当該権利の内容に関する事項

ハ 対象財産の売却を予定する信託の場合につき、対象財産ごと

二 (略)

(新設)

三 前号に掲げる財産以外の財産（次号に掲げる信託に係る受益権を除く。以下この号において「対象資産」という。）につき、対象資産の種類ごとに、次に掲げる事項（ただし、八に掲げる事項にあつては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

イ 当期末現在における対象財産の種類、権利者の氏名又は名称その他の対象資産を特定するために必要な事項

ロ 対象財産に関して権利が設定された場合につき、対象資産ごとに、当該権利の権利者の氏名又は名称その他の当該権利の内容に関する事項

ハ 対象財産の売却を予定する信託の場合につき、対象資産ごと

に、当期末現在における評価額

二 (略)

九 受益権を他の信託の受託者に取得させることを目的とする信託に係る受益権につき、当該受益権に係る信託財産の種類ごとに、直前の計算期間に係る第一号から前号までに掲げる事項

十 信託事務を処理するために債務(信託事務処理に關し通常負担する債務を除く。)を負担している場合には、当該債務の総額及び契約ごとの債務の金額その他当該債務の内容に關する事項(当該債務が借入れである場合にあっては、総借入金額並びに契約ごとの、借入先の属性、借入金額、返済期限、当期末残高、計算期間及び借入期間における利率、返済方法、担保の設定に關する事項並びに借入の目的及び使途を含む。)

十一 当該信託財産に係る法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く保険金信託業務を第三者に委託する場合にあっては、委託先の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、委託に係る報酬及び委託する業務の内容

2 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、前項第一号に掲げる事項の記載に当たっては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については当期末現在における貸借対照表に、計算期間中の損益の状態については当該信託財産の計算期間中の収支計算書に代えることができる。

3 (略)

4 第一項各号に掲げる事項の金額は、百万円単位をもって表示することができる。ただし、信託財産の状況を的確に判断することができるおそれがあるときは、この限りでない。

5 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、信託財産の計算期間の終了後又は信託行為によつて設定された期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならぬ。ただし、信託行為によつて設定された期間の終了後に受益者に当該報告書を交付すべき場合において、次条各号に該当す

に、当期末現在における評価額

二 (略)

四 受益権を他の信託の受託者に取得させることを目的とする信託に係る受益権につき、当該受益権に係る信託財産の種類ごとに、直前の計算期間に係る前二号に掲げる事項

五 信託事務を処理するために資金の借入れをしている場合には、総借入金額並びに契約ごとに、借入先、借入金額、返済期限、当期末残高、計算期間及び借入期間における利率、返済方法、担保の設定に關する事項及び借入の目的及び使途

六 当該信託財産に係る信託業務を第三者に委託する場合にあっては、委託先の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、委託に係る報酬並びに委託する業務の内容

2 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、前項第一号に掲げる事項の記載に当たっては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については当期末現在における貸借対照表に、計算期間中の損益の状態については当該信託財産の計算期間中の損益計算書に代えることができる。

3 (略)

4 第一項各号に掲げる事項の金額は、百万円単位をもって表示することができる。ただし、信託財産の状況を的確に判断することができるおそれがあるときは、この限りでない。

5 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、信託財産の計算期間の終了後又は信託契約の期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならない。

るときは、この限りでない。

(信託財産状況報告書の交付を要しない場合)

第五十二条の二十一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該受益者(受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。)からあらかじめ信託財産状況報告書の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

二 受益者が受益証券発行信託(信託法第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託をいう。以下同じ。)の無記名受益権(同法第百十条第三項に規定する無記名受益権をいう。以下同じ。)の受益者であつて、当該受益者のうち、保険金信託業務を行う生命保険会社等に氏名又は名称及び住所の知れている者に対して信託財産状況報告書を交付し、かつ、その他の者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されている場合

三 信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当該信託管理人又は受益者代理人に信託財産状況報告書を交付する場合

三・四 (略)

五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

六 取引について当該取引ごとの内容を記載した書面を交付又は電磁的方法により提供することにより信託財産状況報告書の交付に代える旨の承諾を受益者からあらかじめ書面又は電磁的方法により得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁

(信託財産状況報告書の交付を要しない場合)

第五十二条の二十二 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該受益者からあらかじめ信託財産状況報告書の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

(新設)

二 信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合において、当該信託管理人に信託財産状況報告書を交付する場合

三・四 (略)

(新設)

五 取引について当該取引ごとの内容を記載した書面を交付又は電磁的方法により提供することにより信託財産状況報告書の交付に代える旨の承諾を受益者(信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合においては、当該信託管理人。以下この号に

的方法により受益者に提供される場合

七 他の目的で作成された書類又は電磁的記録に前条第一項各号に掲げる事項が記載又は記録されている場合であつて、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

(信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項)

第五十二条の二十二 保険金信託業務を行う生命保険会社等(当該保険金信託業務を行う生命保険会社等から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く保険金信託業務の委託を受けた者を含む。)は、管理場所を区別することその他の方法により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを明確に区分し、かつ、当該信託財産に係る受益者を判別できる状態で管理しなければならない。

2 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第一項の規定により信託財産の管理を第三者に委託する場合には、当該委託を受けた第三者が、信託財産の種類に応じ、信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の方法により管理することを確保するための十分な体制を整備しなければならない。

3 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、信託業務の処理及び計算を明らかにするため、第一号及び第二号に掲げる帳簿書類を別表により作成し、次の各号に掲げる帳簿書類等の区分に応じ、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 信託勘定元帳 信託財産の計算期間の終了の日又は信託行為によつて設定された期間の終了の日から十年間

二 (略)

三 保険金信託業務(法第九十九条第八項において準用する信託業

において同じ。)からあらかじめ書面又は電磁的方法により得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容を記載した書面が受益者に交付される場合

(新設)

(信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項)

第五十二条の二十三 保険金信託業務を行う生命保険会社等(当該保険金信託業務を行う生命保険会社等から委託を受けた者を含む。)は、管理場所を区別することその他の方法により信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と明確に区分し、かつ、当該信託契約の種類に応じた方法により、当該信託財産に係る受益者を判別できる状態で管理しなければならない。

2 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第一項の規定により信託財産の管理を第三者に委託する場合には、当該委託を受けた第三者が前項に規定するところにより信託財産の管理を行うことを確保するための十分な体制を整備しなければならない。

3 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、信託業務の処理及び計算を明らかにするため、第一号及び第二号に掲げる帳簿書類を別表により作成し、次の各号に定める帳簿書類をそれぞれ各号に定める期間保存しなければならない。

一 信託勘定元帳 信託財産の計算期間の終了の日又は信託契約の期間の終了の日から十年間

二 (略)

三 信託業務の委託契約書 委託契約の終了の日から五年間

法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く。)の委託契約書
委託契約の終了の日から五年間

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させること
のない体制の整備に関する事項)

第五十二條の二十三 保険金信託業務を行う生命保険会社等(当該保
険金信託業務を行う生命保険会社等から法第九十九條第八項におい
て準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く。保
険金信託業務の委託を受けた者を含む。)は、次に掲げるところによ
り、内部管理に関する業務を適正に遂行するための十分な体制を整
備しなければならない。

一〜三 (略)

2 前項の「内部管理に関する業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 法令遵守の管理(業務の内容が法令(外国の法令を含む。))又
は法令に基づく行政官庁の処分(外国の法令に基づく同様の処分
を含む。)(以下この号において「法令等」という。)に適合す
るかどうかを判断すること及び当該法令等を役員及び使用人に遵
守させることをいう。()に関する業務

二・三 (略)

3 (略)

4 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、本店等(令第十三條の
五第一項第一号に定める本店等をいう。)その他の営業所又は事務
所を他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信
託会社又は金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施
行令(平成五年政令第三十一号)第二條各号に掲げる金融機関をい
う。以下この項及び次條第五項第七号において同じ。)(の本店その
他の営業所、事務所若しくは代理店(銀行代理業者等(銀行法第二
條第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六條の五
第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五條の
二第三項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫法第八十九條の三
第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組合による金融事業に関

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させること
のない体制の整備に関する事項)

第五十二條の二十四 保険金信託業務を行う生命保険会社等(当該保
険金信託業務を行う生命保険会社等から委託を受けた者を含む。)
は、次に掲げるところにより、内部管理に関する業務を適正に遂行
するための十分な体制を整備しなければならない。

一〜三 (略)

2 前項の「内部管理に関する業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 法令遵守の管理(業務の内容が法令(外国の法令を含む。))又
は法令に基づく行政官庁の処分(外国の法令に基づく同様の処分
を含む。)(以下この項において「法令等」という。)に適合す
るかどうかを判断すること及び当該法令等を役員又は使用人に遵
守させることをいう。()に関する業務

二・三 (略)

3 (略)

4 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、本店等(令第十三條の
五第一項第一号に定める本店等をいう。)その他の営業所又は事務
所を他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信
託会社又は金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施
行令(平成五年政令第三十一号)第二條各号に掲げる金融機関をい
う。以下この項において同じ。)(の本店その他の営業所、事務所若
しくは代理店(銀行代理業者等(銀行法第二條第十五項に規定する
銀行代理業者、長期信用銀行法第十六條の五第三項に規定する長期
信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五條の二第三項に規定する信
用金庫代理業者、労働金庫法第八十九條の三第三項に規定する労働
金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第

する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第二百三十四条において同じ。）の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該保険金信託業務を行う生命保険会社等を当該他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5 (略)

(信託財産に係る行為準則)

第五十二条の二十四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 当該信託財産に係る受益者に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行う取引

四 (略)

2 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・三 (略)

四 信託財産に係る受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。）

（）に対し、取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行う場合を除き、通常の取引の条件と比べて受益者に不利益を与える条件で、信託財産に属する財産につき自己の固有財産に属する債務に係る債権を被担保債権とする担保権

三項に規定する信用協同組合代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第二百三十四条において同じ。）の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該保険金信託業務を行う生命保険会社等を当該他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5 (略)

(信託財産に係る行為準則)

第五十二条の二十五 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 当該信託財産に係る受益者（信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合には、当該信託管理人）に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面による同意を得て行う取引

四 (略)

2 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・三 (略)

(新設)

を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であつて受託者又は利害関係人と受益者との利益が相反することとなる取引を行うこと。

五 重要な信託の変更等（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条の二第一項に規定する重要な信託の変更等をいう。以下同じ。）をすることを専ら目的として、受益者代理人を指定すること。

3| 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（令第十三条の七第一項各号に掲げる者を除く。）又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により取引を行う場合

二 信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合であつて、次に掲げる取引の種類に応じ、次に定める方法により取引を行う場合

イ 次に掲げる有価証券（証券取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいい、同法第八十条の二第三項の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第三号に規定する外国国債証券とみなされる標準物並びに同法第一条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）の
| 売買

証券取引所に上場されている有価証券（証券取引法第八十条の二第三項の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第三号に規定する外国国債証券とみなされる標準物を除く。）
| 取引所有有価証券市場（同法第二条第十七項に規定する取引所有有価証券市場をいう。以下この号において同じ。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法

（新設）

（新設）

により算出した価額により行うもの

店頭売買有価証券（証券取引法第二条第八項第七号八に規定する店頭売買有価証券をいう。）店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

及び に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

（証券取引法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。）において同じ。

）証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会（同条第十三項に規定する証券業協会をいう。）又は外国において設立されている当該協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されるもの

（証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

）
有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引 取引所有価証券市場若しくは外国有価証券市場において行うもの

八 取引所金融先物取引等（金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等をいう。） 金融先物取引所（同条第六項に規定する金融先物取引所をいう。）の開設する金融先物市場（同条第三項に規定する金融先物市場をいう。）又は海外金融先物市場（同項に規定する海外金融先物市場をいう。）

において行うもの

二 不動産の売買 不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行うもの

ホ その他の取引 同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる通常の取引の条件と比べて、受益者に不利にならない条件で行うもの

三 個別の取引ごとに当該取引について重要な事実を開示し、信託財産に係る受益者の書面又は電磁的方法による同意を得て取引を行う場合

四 その他受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融庁長官の承認を受けて取引を行う場合

4| 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項の規定により、信託財産の計算期間ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、受益者に交付しなければならない。

一 (略)

二 信託財産との取引の相手方となつた者が保険金信託業務を行う生命保険会社等の利害関係人である場合には、当該利害関係人と保険金信託業務を行う生命保険会社等との関係（信託財産との取引の相手方となつた者が保険金信託業務を行う生命保険会社等から保険金信託業務（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く。）の委託を受けた者の利害関係人である場合にあっては、当該利害関係人と委託を受けた者との関係）

三・四 (略)

五 取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な書類

六〜九 (略)

十 当該取引に関して保険金信託業務を行う生命保険会社等（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除

3| 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項の書面を、信託財産の計算期間ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載し、受益者に交付しなければならない。

一 (略)

二 信託財産との取引の相手方となつた者が保険金信託業務を行う生命保険会社等の利害関係人である場合には、保険金信託業務を行う生命保険会社等との関係（信託財産との取引の相手方となつた者が保険金信託業務を行う生命保険会社等から委託を受けた者の利害関係人である場合にあっては、委託を受けた者との関係）

三・四 (略)

五 取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な書類

六〜九 (略)

十 当該取引に関して保険金信託業務を行う生命保険会社等（保険金信託業務を行う生命保険会社等から委託を受けた者を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その

く保険金信託業務の委託を受けた者を含む。)又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額

十一・十二 (略)

5| 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により受益者(受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。)からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

二 受益者が受益証券発行信託の無記名受益権の受益者であつて、当該受益者のうち、保険金信託業務を行う生命保険会社等に氏名又は名称及び住所の知れている者に対して信託財産状況報告書を交付し、かつ、その他の者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されている場合

二 委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者(令第十三条の七第一項各号に掲げる者を除く。)又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引が行われたものである場合であつて、書面又は電磁的方法により受益者(信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。以下この号において同じ。)からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

三 信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当該信託管理人又は受益者代理人に書面を交付する場合

四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引について当該取引ごとの内容を書面又は電磁的方法

金額

十一・十二 (略)

4| 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該受益者からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

(新設)

二 委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者(受託者及び信託業法施行令第二条各号に掲げる者を除く。)のみの指図により法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引が行われたものである場合であつて、書面又は電磁的方法により受益者(信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合においては、当該信託管理人。以下この号及び第四号において同じ。)からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

三 信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合において、当該信託管理人に書面を交付する場合

四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引について当該取引ごとの内容を記載した書面を交付

により提供することにより同条第三項に規定する書面の交付に代える旨の承諾を受益者から書面又は電磁的方法によりあらかじめ得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

六 第三項第二号イから八までに掲げる取引を行う場合

七 金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもって表示されるもの、金融機関（商工組合中央金庫を含む。）への預金若しくは貯金又は郵便貯金に係るものに限る。）の取得及び譲渡を行う場合

八 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権の取得及び譲渡を行う場合

（重要な信託の変更等の公告方法）

第五十二条の二十五 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条の二第一項による公告は、保険金信託業務を行う生命保険会社等における公告方法によりしなければならない。

（重要な信託の変更等の公告に係る受益証券発行信託の特例）

第五十二条の二十六 受益証券発行信託の保険金信託業務を行う生命保険会社等が前条の規定により公告する場合には、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等は、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に氏名又は名称及び住所の知れている無記名受益権の受益者に対しては、各別に法第九十九条において準用する信託業法第二十九条の二第一項各号に掲げる事項を催告しなければならない。

（重要な信託の変更等の公告又は催告事項）

第五十二条の二十七 法第九十九条第八項において準用する信託業法

することにより同条第三項に規定する書面の交付に代える旨の承諾を受益者から書面又は情報通信を利用する方法によりあらかじめ得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容を記載した書面が受益者に交付される場合

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第二十九条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 重要な信託の変更等をしようとする理由
- 二 重要な信託の変更等の内容
- 三 重要な信託の変更等の予定年月日
- 四 異議を述べる期間
- 五 異議を述べる方法

(重要な信託の変更等をしてはならないとき)

第五十二条の二十八 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条の二第三項に規定する内閣府令で定めるときは、各受益権の内容が均等でない場合において、当該信託の受益権の信託財産に対する持分（以下この条及び次条において「元本持分」という。）が同条第一項の規定による公告又は催告の時における当該信託の受益権の元本持分の合計の二分の一を超えるときとする。

(重要な信託の変更等の適用除外の受益者承認基準)

第五十二条の二十九 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、各受益権の内容が均等でない場合において、当該信託の受益権の元本持分の合計とする。

(費用等の償還又は前払の範囲等の説明事項)

第五十二条の三十 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条の三に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 信託報酬に関する事項
- 二 信託財産に関する租税その他の費用に関する事項
- 三 信託受益権の損失の危険に関する事項
- 四 信託法第四十八条第五項（同法第五十四条第四項において準用する場合を含む。）に規定する合意を行おうとするときまでに確

(新設)

(新設)

(新設)

定した費用等（同法第四十八条第一項に規定する費用等をいう。）又は信託報酬がある場合にはその額

（利益補足契約の最高利益歩合）

第五十二条の三十一 保険金信託業務を行う生命保険会社等が、法第九十九条第八項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定によりあらかじめ一定額の利益を補足する旨を定める契約を締結する場合には、その利益歩合は、金融庁長官が定める歩合を超えてはならない。

（新設）

（損失の補てん等を行うことができる信託契約）

第五十二条の三十二 法第九十九条第八項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条に規定する内閣府令で定める信託契約は、当該信託契約に係る信託財産の総額の二分の一を超える額を次に掲げる資産に投資することを目的とする信託契約以外の信託契約とする。

（新設）

一 有価証券（証券取引法第二条第一項（第七号の三及び第七号の五を除く。）に規定する有価証券）同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）をいう。第十二号において同じ。）

二 証券取引法第二十一条に規定する有価証券指数等先物取引に係る権利

三 証券取引法第二十二条に規定する有価証券オプション取引に係る権利

四 証券取引法第二十三条に規定する外国市場証券先物取引に係る権利

五 証券取引法第二十四条に規定する有価証券先渡取引に係る権利

六 証券取引法第二十五条に規定する有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利

七 証券取引法第二十六条に規定する有価証券店頭オプション

ン取引に係る権利

八 証券取引法第二条第二十七項に規定する有価証券店頭指数等入
ワップ取引に係る権利

九 金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等
に係る権利

十 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引（同条第九項に
規定する商品市場に相当する外国の市場において行われる取引で
あって、同条第八項に規定する先物取引に類するものを含む。）

十一 主として前各号に掲げる資産に投資することを目的とする金
銭の信託の受益権（第一号に掲げるものに該当するものを除
く。）

十二 有価証券を信託する信託の受益権

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二（略）

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次
に掲げるものとする。

一（四十）（略）

四十一 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融
機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第一号及び金
融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年
大蔵省令第十六号）第三条第一項第一号に掲げるものを除く。）

四十二・四十三（略）

四十四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第
四号から第七号までに掲げる業務（第十九号、前号、金融機関の
信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機
関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号
及び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を行う
会社を子会社とする保険会社又は当該業務を行う会社を子会社と
する保険持株会社の子会社である保険会社の信託子会社等のうち
に信託兼営銀行に相当するものがない場合における当該業務の範

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二（略）

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次
に掲げるものとする。

一（四十）（略）

四十一 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融
機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第一号及び金
融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第
二号に掲げるものを除く。）

四十二・四十三（略）

四十四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法
律第四十三号）第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務
（第十九号、前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施
行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法
律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当す
るものを除き、当該業務を行う会社を子会社とする保険会社又は
当該業務を行う会社を子会社とする保険持株会社の子会社である
保険会社の信託子会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものが

困については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

四十五～四十七（略）

3 } 10（略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ（略）

ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（から までに掲げる事項については、保険

信託業務を行う場合に限る。）

ハ（略）

ホ（略）

四（略）

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（八に掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

イ又（略）

2（略）

（特別勘定に属する財産の管理の方法その他特別勘定に関し必要な事項）

第七十五条の二 保険会社（第一号にあつては、保険会社及び当該保険会社から委託を受けた者）は、次に掲げる方法により、運用実績連動型保険契約に係る特別勘定（以下この条及び第百五十四条の二において「特定特別勘定」という。）に属する財産を管理しなければならぬ。

ない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

四十五～四十七（略）

3 } 10（略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ（略）

ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（から までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

ハ（略）

ホ（略）

四（略）

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ又（略）

2（略）

（特別勘定に属する財産の管理の方法その他特別勘定に関し必要な事項）

第七十五条の二 保険会社（第一号にあつては、保険会社及び当該保険会社から委託を受けた者）は、次に掲げる方法により、運用実績連動型保険契約に係る特別勘定（以下この条及び第百五十四条の二において「特定特別勘定」という。）に属する財産を管理しなければならぬ。

- 一 (略)
- 二 特定特別勘定に属する財産を当該特定特別勘定に属する財産に係る保険契約者を判別できる状態で管理する方法

2 (略)

3 保険会社は、特定特別勘定に係る業務の処理及び計算を明らかにするため、第一号及び第二号に掲げる帳簿書類を別表により作成し、次の各号に掲げる帳簿書類等の区分に応じ、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一～三 (略)

(合併剰余金額の計算等)

第一百一条 (略)

2 吸収合併存続株式会社又は新設合併設立株式会社において、次に掲げる事由により貸借対照表の純資産の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当該減少額につき合併剰余金額を減額することができる。

一～五 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第一百一条の二の四 法第六十五条の七第四項において準用する法第七十条第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一～三 (略)

- 一 (略)
- 二 特定特別勘定に属する財産を、当該特定特別勘定に係る運用実績連動型保険契約の種類に応じた方法により、当該特定特別勘定に属する財産に係る保険契約者を判別できる状態で管理する方法

2 (略)

3 保険会社は、特定特別勘定に係る業務の処理及び計算を明らかにするため、第一号及び第二号に掲げる帳簿書類を別表により作成し、次の各号に掲げる帳簿書類を当該各号に定める期間保存しなければならない。

一～三 (略)

(合併剰余金額の計算等)

第一百一条 (略)

2 吸収合併存続株式会社(法第六十四条第一項第一号に規定する吸収合併存続株式会社をいう。以下この節(第一百一条の二の二一、第一百一条の二の二四、第三百一条第一号及び第三百二条の二第一号を除く。)において同じ。)又は新設合併設立株式会社(法第六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下この節において同じ。)において、次に掲げる事由により貸借対照表の純資産の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当該減少額につき合併剰余金額を減額することができる。

一～五 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第一百一条の二の四 法第六十五条の七第四項において準用する法第七十条第七項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一～三 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第一百一条の二十 法第六十五條の十二において準用する法第六十五條の七第四項において準用する法第七十條第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一～三 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第一百一条の十五 法第六十五條の十七第四項において準用する法第八十八條第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一～三 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第一百一条の十八 法第六十五條の二十において読み替えて準用する法第六十五條の十七第四項において準用する法第八十八條第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一～三 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第一百二條 法第六十五條の二十四第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

(保険契約に係る債権の額)

第一百一条の二十 法第六十五條の十二において準用する法第六十五條の七第四項において準用する法第七十條第七項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一～三 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第一百一条の十五 法第六十五條の十七第四項において準用する法第八十八條第七項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一～三 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第一百一条の十八 法第六十五條の二十において読み替えて準用する法第六十五條の十七第四項において準用する法第八十八條第七項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一～三 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第一百二條 法第六十五條の二十四第七項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一〇三 (略)

(合併の認可の申請)

第五十五条 保険会社等は、法第六十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 次のイから八までに掲げる会社の区分に応じ、当該イから八までに定める割合を超えなかったことを証する書面

イ 消滅株式会社又は吸収合併株式会社 法第六十五条の七第二項第四号(法第六十五条の十二において準用する場合を含む。)の期間内に異議を述べた保険契約者の数が法第六十五条の七第四項(法第六十五条の十二において準用する場合を含む。)以下イにおいて同じ。)において準用する法第七十条第六項(法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合(以下イにおいて単に「法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。)を含む。以下イにおいて同じ。))の保険契約者の総数の五分の一(法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合には、十分の一)を超えなかったことを証する書面又はその者の第一百一条の二の四又は第一百一条の二の十で定める金額が法第六十五条の七第四項において準用する法第七十条第六項の金額の総額の五分の一(法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合には、十分の一)を超えなかったことを証する書面

ロ 消滅相互会社又は吸収合併継続相互会社 法第六十五条の十七第二項第三号(法第六十五条の二十において準用する場合を含む。)の期間内に異議を述べた保険契約者の数が法第六十五条の十七第四項(法第六十五条の二十において準用する場合を含む。以下ロにおいて同じ。))において準用する法第八十八条第六項(法第二百五十五条第二項の規定により読み替

一〇三 (略)

(合併の認可の申請)

第五十五条 保険会社等は、法第六十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 次のイから八までに掲げる会社の区分に応じ、当該イから八までに定める割合を超えなかったことを証する書面

イ 消滅株式会社又は吸収合併継続株式会社 法第六十五条の七第二項第四号(法第六十五条の十二において準用する場合を含む。)の期間内に異議を述べた保険契約者の数が法第六十五条の七第四項(法第六十五条の十二において準用する場合を含む。)以下イにおいて同じ。)において準用する法第七十条第七項(法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合(以下イにおいて単に「法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。)を含む。以下イにおいて同じ。))の保険契約者の総数の五分の一(法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合には、十分の一)を超えなかったことを証する書面又はその者の第一百一条の二の四又は第一百一条の二の十で定める金額が法第六十五条の七第四項において準用する法第七十条第七項の金額の総額の五分の一(法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合には、十分の一)を超えなかったことを証する書面

ロ 消滅相互会社又は吸収合併継続相互会社 法第六十五条の十七第二項第三号(法第六十五条の二十において準用する場合を含む。)の期間内に異議を述べた保険契約者の数が法第六十五条の十七第四項(法第六十五条の二十において準用する場合を含む。以下ロにおいて同じ。))において準用する法第八十八条第七項(法第二百五十五条第二項の規定により読み替

えて適用する場合（以下口において単に「法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。）を含む。以下口において同じ。）の保険契約者の総数の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、十分の一）を超えなかつたことを証する書面又はその者の第百一条の二の十五又は第百一条の二の十八で定める金額が法第六十五條の十七第四項において準用する法第八十八條第六項の金額の総数の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、十分の一）を超えなかつたことを証する書面

八 会社法合併会社 法第六十五條の二十四第二項第四号の期間内に異議を述べた保険契約者の数が同条第六項（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合（以下八において単に「法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。）を含む。以下八において同じ。）の保険契約者の総数の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、十分の一）を超えなかつたことを証する書面又はその者の第百一条で定める金額が法第六十五條の二十四第六項の金額の総数の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、十分の一）を超えなかつたことを証する書面

十 二十一（略）
2・3（略）

別表（第五十九條の二第一項第三号八関係（生命保険会社））

<p>別表（第五十九條の二第一項第三号八関係（生命保険会社））</p> <p>保険金信託業務に関する指標（保険金信託業務を行う場合に限る。）</p>	<p>一（略）</p> <p>二 金銭信託の期末受託残高</p> <p>三 元本補てん契約のある信託（信託財産</p>
--	---

えて適用する場合（以下口において単に「法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。）を含む。以下口において同じ。）の保険契約者の総数の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、十分の一）を超えなかつたことを証する書面又はその者の第百一条の二の十五又は第百一条の二の十八で定める金額が法第六十五條の十七第四項において準用する法第八十八條第七項の金額の総数の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、十分の一）を超えなかつたことを証する書面

八 会社法合併会社 法第六十五條の二十四第二項第四号の期間内に異議を述べた保険契約者の数が同条第七項（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合（以下八において単に「法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。）を含む。以下八において同じ。）の保険契約者の総数の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、十分の一）を超えなかつたことを証する書面又はその者の第百一条で定める金額が法第六十五條の二十四第七項の金額の総数の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、十分の一）を超えなかつたことを証する書面

十 二十一（略）
2・3（略）

別表（第五十九條の二第一項第三号八関係（生命保険会社））

<p>別表（第五十九條の二第一項第三号八関係（生命保険会社））</p> <p>信託業務に関する指標（信託業務を営む場合に限る。）</p>	<p>一（略）</p> <p>二 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の期末受託残高</p> <p>三 元本補てん契約のある信託（信託財産</p>
--	--

--	--

	<p>の運用のため再信託された信託を含む。()の期末受託残高</p> <p>四 信託期間別の金銭信託の元本残高</p> <p>五 金銭信託に係る貸出金及び有価証券の区分ごとの期末運用残高</p> <p>六 金銭信託に係る貸出金の科目別(証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。)の期末残高</p> <p>七 金銭信託に係る貸出金の契約期間別の期末残高</p> <p>八 担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。)の金銭信託に係る貸出金残高</p> <p>九 使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の金銭信託に係る貸出金残高</p> <p>十 業種別の金銭信託に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合</p> <p>十一 中小企業等(資本金三億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が三百人以下の会社又は個人をいう。ただし、卸売業にあつては資本金一億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、サービス業にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、小売業及び飲食店にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が五十人以下の会社又は個人をい</p>
--	--

--	--

	<p>の運用のため再信託された信託を含む。()の種類別の期末受託残高</p> <p>四 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高</p> <p>五 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの期末運用残高</p> <p>六 金銭信託等に係る貸出金の科目別(証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。)の期末残高</p> <p>七 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の期末残高</p> <p>八 担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。)の金銭信託等に係る貸出金残高</p> <p>九 使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の金銭信託等に係る貸出金残高</p> <p>十 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合</p> <p>十一 中小企業等(資本金三億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が三百人以下の会社又は個人をいう。ただし、卸売業にあつては資本金一億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、サービス業にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、小売業及び飲食店にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が五十人以下の会社又は個人をい</p>
--	--

	<p>う。)に対する金銭信託に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 十二 金銭信託に係る有価証券の種類別 (国債、地方債、社債、株式その他の証券の区分をいう。)の期末残高</p>
	<p>う。)に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 十二 金銭信託等に係る有価証券の種類別 (国債、地方債、社債、株式その他の証券の区分をいう。)の期末残高</p>